

富士見台中学校いじめ防止基本方針

はじめに

富士見台中学校は、いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」ことを念頭に置きつつ、生徒たちが好ましい人間関係を構築し、毎日が楽しく、安心な学校生活を送れることを願うものである。そこで、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣）」、「富士見市いじめ防止基本方針（平成30年3月）」に基づき、いじめ防止に向けた総合的かつ効果的な対策を推進するため、この「富士見台中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：いじめ防止等のための基本的な方針）

富士見台中学校のいじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、学校生活の中でどの生徒にも起こりうるものであり、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、絶対に許されない行為である。基本方針ではこのことを念頭に、全職員が一丸となって、いじめ防止、いじめの早期発見、及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

いじめ克服のための富士見台中学校5つの構え

- 1 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」を原則とする。
- 2 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で対応する。
* 訴えの内容がいじめかどうかの検証は、解決・解消後に行う。
- 3 生徒の訴えや保護者の相談には真摯に耳を傾け、誠実かつ迅速に対応する。
- 4 「いじめを受けた生徒」を守り抜く姿勢で、学校全体で組織的に対応する。
- 5 いじめ解消の定義としては、嫌がらせ等のない状態が3か月間続くことを目安とするが、その後も経過観察を怠らない。

1 いじめを未然に防止するために

(1) いじめを生まない学校土壌づくり

- ①人的環境づくり 個を育てる、集団を育てる、学校・教師集団が成長する
- ②物的環境づくり きれいな教室、心安らぐ校舎、安全な施設・設備

(2) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

- ①健やかな人間関係づくりによる互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ②生徒がいじめを自分の問題と捉え、自ら活動できる集団をつくる。
- ③生徒一人ひとりを大切にしたい、わかりやすい授業づくりに努める。
- ④学校行事における異学年交流を通して、互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。

(3) 人権教育、道徳教育の充実推進

- ①学校のあらゆる教育活動の中で、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
- ②人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
- ③特別の教科 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等の学習を深める。

(4) いじめについての校内研修等の充実

- ①いじめはいつでも起こりうるという意識をもち、毎朝の生徒指導報告や学年会、職員会議等で情報交換を推進し、早期発見・早期対応を図る。
- ②教職員研修を充実させ、いじめ相談体制の整備充実に努める。
- ③情報リテラシーや情報モラルに関する指導のための校内研修の充実を図る。

(5) 生徒の主体的な活動の促し

生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめ防止について考え、自ら改善に向けた活動を進められるように支援する。

- ・生徒会本部役員が中心となった、朝の正門付近でのあいさつ運動
- ・全生徒を対象に「いじめに関するアンケート」を実施して集計。結果を全校に報告し、いじめをなくすための宣言を書いて、昇降口の柱を木に見立てて全員の宣言を掲示していく「Heart Full Tree」の制作を実施。

2 いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

- ①「生徒の諸活動には必ず教員がつく」ことを基本とし、生徒とともに過ごす機会や、生徒と向き合う時間を積極的に設け、日々の観察に努める。
- ②「いじめアンケート」（年2回：6月、11月）を実施し、生徒からいじめの報告があった際は担任や部活動顧問等が面談を行い、保護者に報告する。
- ③ 生徒との二者面談（4月）、保護者を交えた三者面談（11月）を実施し、いじめが発見・報告された際は、直ちに学年会や生徒指導部会を行う。
- ④ 上記②、③ともに管理職に報告を行い、いじめ認知件数として計上して今後の対応を協議する。
- ⑤ 担任や学年職員だけでなく、さわやか相談員やスクールカウンセラーなど、いつでも、どこでも生徒が気軽に相談できる教育相談体制を充実させる。

(2) 教職員の指導体制の向上

- ①「彩の国生徒指導ハンドブック」や本市独自の道徳教材の活用、自尊心を高める活動の充実を図るとともに、校内でのいじめに関する研修を推進し、教職員の指導力向上を目指す。
- ②「いじめの状況が確認できない」から直ちに解決済みとは判断せず、保護者との連携を図り、長期的な見守りを組織として続ける。
- ③ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。
- ④ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒がいるかどうかを把握し、保護者と連携しながら配慮をおこなう。
- ⑤ 発達障害や外国籍の生徒、性同一性障害などの特に配慮が必要な児童生徒について、保護者と連携しながら職員研修を推進する。

3 いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

- ①「いじめに学校としてどう取り組むか」という方針の明確化と生徒・保護者への説

明を実施する。

- ②全職員で方針を共通理解し、さらに情報が確実に把握できる体制を整備する。特に、気になることを見逃さず、お互いに伝えあう教師集団づくりを目指す。

(2) 教育相談の充実

- ①生徒が相談しやすいよう、相談週間を設定したり、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。
- ②多面的な相談体制の構築を目指し、校内に組織されている生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、市の教育相談室のスタッフや障害福祉課、児童相談所職員など校外の関係者の参加を依頼するなど、包括的な体制を整える。

(3) いじめ側の生徒への実効性のある指導

- ①いじめ側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で臨み、状況が改善するまで根気強く働きかけを行う。また、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携も視野に入れた対応を進める。
- ②いじめ側の生徒の保護者には、市や学校の基本姿勢について粘り強く理解を求め、保護者とともに改善が図れるように努める。

(4) 富士見台中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

- (1) 構成員 校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭、
スクールカウンセラー
- (2) 活動内容
 - ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
 - ・生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
 - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
 - ・教育相談部会を中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- (3) 開催
 - ・年間計画に位置づけ定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。

4 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域・関係機関との連携強化及び啓発の促進

- ① 自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の

体制を構築する。

- ② 学校評議員、学校応援団、富士見市青少年健全育成市民会議、民生委員・主任児童委員らとの情報共有を推進する。
- ③ 富士見市教育委員会（教育相談室等）と巡回訪問を通じて連携を図り、長期化している場合には経過を報告し、支援を依頼する。
- ④ 犯罪性が高い事案については、警察、児童相談所等と連携して対応し、被害者救済、二次被害防止、再発防止を徹底する。
- ⑤ 自校の取り組みを学校評価に位置づけ、評価結果を公表するとともに、結果を踏まえた取組の充実・改善を図る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは 文部科学省「いじめ防止基本方針」より

(1) いじめにより富士見台中学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) いじめにより富士見台中学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(3) その他

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも生徒等や保護者から申し立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに富士見市教育委員会に報告する。

(3) 調査の実施

- ① 「富士見台中学校いじめ防止対策委員会」を開き、調査を実施し、客観的事実を明

確にする。調査を行う際には、富士見市教育委員会の指導及び助言を受ける。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

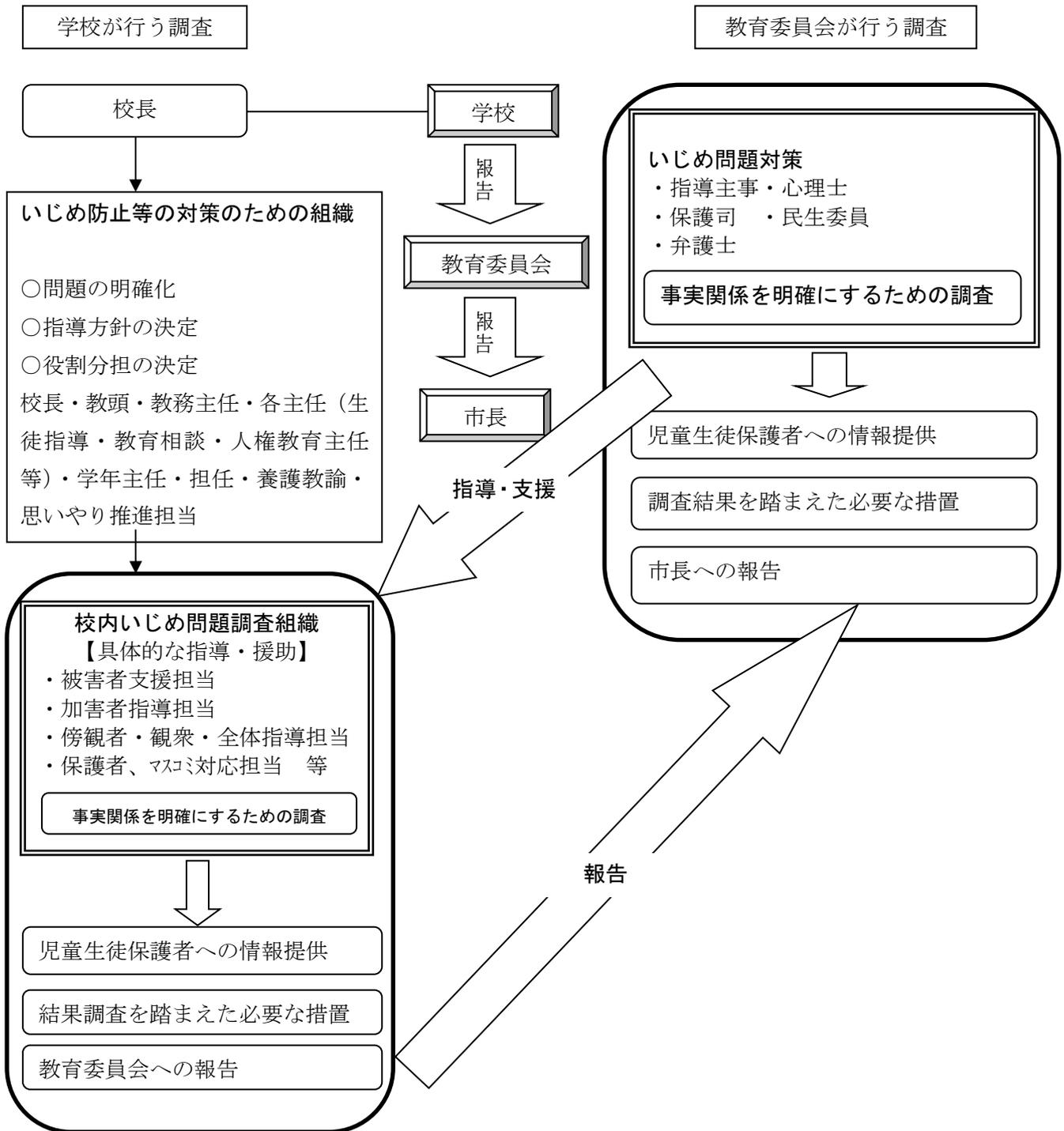
② 調査結果の報告

調査結果については、富士見市教育委員会に報告する。

重大事態発生時の対応（例）

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



富士見台中学校いじめ防止基本方針



平成30年10月

富士見市立富士見台中学校

いじめ撲滅宣言

平成19年5月24日

富士見台中学校生徒会

私たち富士見台中学校生徒会は、思いやりがあふれる学校の実現をめざして、次のようにいじめ撲滅を宣言します。

- 私たち台中学生は、いじめ・差別をしません。
- 私たち台中学生は、いじめ・差別を人にさせません。
- 私たち台中学生は、思いやりで満ちた和やかな学校を築くために、みんなで協力し、努力していきます。

い

やがらせやからかいの無い集団をみんなでつくりましょう。

じ

ぶんに関係ないと、いじめをみてみぬふりはやめましょう。

め

いっている人がいたら、声をかけ、手をさしのべていきま

しょう。

ぼ

う言や暴力の無い、安心して生活できる学校にしましょう。

ク

ラス、学年、部、委員会で一人一人のよさを認め合いま

しょう。

め

ざしましょう いじめの無い温かい台中を

つ

よい心、優しい心、正しい行動をみにつけてみましょう。